

平成29年第2回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月6日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設下水道課長	小林章	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会会長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	吉田英輔
農業委員会会長	金淵盛一	農業委員会会長	高橋宏典
選挙管理委員会委員長	四木豊美	選挙管理委員会事務局局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	選挙管理委員会事務局局長	川村政則

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則  
総括主査 井川静香

事務局次長 松橋紀幸

---

## 議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 3 報告第 3号 平成28年度六戸町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第16 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第17 議案第32号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 日程第18 議案第33号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第19 議案第34号 平成29年度六戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第35号 財産の取得について
- 日程第21 議案第36号 財産の取得について
- 日程第22 同意第16号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

会議録署名議員の氏名

2番 種市正孝

3番 杉山茂夫

## 会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

お座りください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求をした者及び委任による出席者の氏名につきましては、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

報告第2号のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

本件は、平成28年9月29日、六戸町大字鶴喰字石森59番地1付近の交差点において、町民バスが自家用車と衝突し車両を損傷させた事故で、この示談が成立し、平成29年5月16日に損害賠償の額7万2,240円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

おはようございます。

昨年の9月29日発生をいたしました町民バスが自家用車と衝突をし、車両を損傷させた事故、これにつきましては一連の流れが終結をしたのかなと、先日の議会運営委員会でもそのような答弁があったわけであります。

一安心していらっしゃるようですが、これはけが人も出ていらっしゃるわけでありますよね。その後の病院等の治療については、それも終わったというような話も伺っていたわけでありますから。ただ、いずれにいたしましても子供がけがをしていると。その子供の小さな不安というようなものはケアをしていかなければならないと思うんです。その対応はどのようになっているのか、まず、この点についてお願いしたいと思います。

それからもう一点、今回はこの車両の補償について、その補償は済んだわけでありますけれども、けがをされた子供に対する、例えば、後日、後遺症というふうな申し出があった場合、町はどのように対応をしようとして考えているのか、この2点についてお尋ねいたします。

議 長（円子徳通君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

まず、1点目の心のケアに関してお答えいたします。

県のほうからスクールカウンセラーを派遣していただきまして、希望する児童に対応してカウンセリングを実施しております。多分、2回か3回だったと思いますけれども、最後の回に保護者の方にも同席していただいて、もう大丈夫だろうというカウンセラーの判断と、保護者の了解のもとにカウンセリングは終了して、その後、子供たちの様子を学校自体で見

守るという格好で来ていまして、現在のところ、いろんな心の不安とか、いろんな行動はあるという報告は受けてはおりません。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

後遺症に対しての対応というご質問ですが、今のところ、子供たちから、あとまた痛くなったとか、ぐあいが悪くなったという報告は来ておりません。もし、そういうことがあれば申し出ていただいて、また共済のほうと相談していくという形になります。

以上でございます。

議長 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 報告第3号 平成28年度六戸町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。

4ページになります。

平成28年度の六戸町繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

その内訳ですが、5ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費におきまして、個人番号カード交付事業で82万4,000円を翌年度に繰り越したほか合計で5件、総額9,479万8,000円を繰り越いたしました。

その財源内訳につきましては、一番下の合計の行になります。既収入特定財源はございませんが、未収入特定財源として国県支出金が5,179万8,000円、地方債が2,000万円、そして一般財源が2,300万円となっております。

以上で、報告第3号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 平成28年度六戸町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

承認第1号についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正のほか、関連する政令、省令の一部改正が平成29年4月1日に施行されることに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため条例を改正し、専決処分したものです。

改正する条例の主な改正点を税目ごとにご説明いたします。

議案書の8ページから20ページがこの改正のところになります。

説明補足資料1ページからの新旧対照表もご参照ください。

まず、個人町民税では、特定配当等、特定株式等譲渡所得金額、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する改正。平成31年度分から適用となります。配偶者特別控除拡大の改正に伴いまして、控除対象配偶者の定義について変更する改正。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する改正。優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する改正をするものです。

続いて、法人町民税では、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備をするものです。

続いて、固定資産税では、災害に係る特例措置に関する部分の被災代替家屋・償却資産について、共用土地に係る税額の案分方法や住宅用地特例等について規定。わがまち特例について、保育の受け皿整備の促進のため対象施設の家屋や償却資産の課税標準を2分の1に、都市における緑地、オープンスペースの確保を促進するため、都市緑地法の市民緑地の土地は課税標準を3分の2とする特例割合を規定。居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定。耐震改修が行われた認定長期優良住宅等の規定の適用を受けようとする者が提出する申告書を規定する改正をするものです。

次に、軽自動車税では、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さなものについて税率が軽減されるグリーン化特例が平成30年度取得分を対象とするため、現行の措置を2年延長する改正。また、燃費等の不正で認定が取り消しとなった場合の不足額等に係る賦課徴収の特例について規定する改正をするものです。

21ページからは、本改正条例の附則になります。

第1条が、それぞれの改正の施行期日を、第2条から4条までは、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る経過措置について定めたものです。



そのほかは、字句の改正及び条文の整理を行ったものでございます。

以上で、承認第1号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（館 泰之君）

承認第2号についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

地方自治法179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

説明補足資料の22ページからの新旧対照表もご参照ください。

第23条の改正は、第2号の5割軽減の対象となる所得算定における被保険者数に乗すべき金額を5,000円引き上げ27万円に、また、第3号の2割軽減の対象となる所得算定において被保険者数に乗すべき金額を1万円引き上げ49万円に改正し、低所得者に係る軽減措置の拡充を図るものでございます。

附則としまして、施行期日を平成29年4月1日からとし、平成29年度分から適用するものであります。

以上で、承認第2号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

承認第3号についてご説明申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

地方自治法179条第1項の規定により、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものです。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書34ページをお開きください。

説明補足資料23ページの新旧対照表もご参照ください。

第2条の改正は、関係する省令が一部改正されたことに伴い、原子力発電施設等立地地域における固定資産税の不均一課税について、適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長するものであります。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上で、承認第3号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（館 泰之君）

承認第4号についてご説明申し上げます。

議案書35ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書37ページをお開きください。

説明補足資料24ページの新旧対照表もご参照ください。

第2条の改正は、関係する省令が一部改正されたことに伴い、課税免除となる計画の同意期限を平成30年3月31日まで1年間延長するものであります。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行します。

以上で、承認第4号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の38ページからになります。

承認第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。40ページをお開きください。

平成28年度六戸町一般会計補正予算(第7号)について。

第1条第1項では、4,826万6,000円減額補正し、補正後の歳入歳出予算の総額を59億2,622万3,000円とし、第2項では、款項区分ごとの金額については、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしてあります。

第2条は繰越明許費の補正について、第3条は地方債の補正について、そして第4条は債務負担行為の補正について、それぞれ変更内容を別表によるものとしてあります。

それでは、内容について事項別明細書に基づきご説明申し上げます。事項別明細書をご用意いたします。

事項別明細書、まず3ページをお開きいただきます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から5ページの11款交通安全対策特別交付金まで

は歳入が確定したことから、実績額によりそれぞれ増額または減額調整をしております。

5 ページ下段の12款分担金及び負担金から 6 ページ、さらに 7 ページ上段までの13款使用料及び手数料では、実績見合いにより調整をしております。

7 ページから10ページにかけましての14款国庫支出金と15款県支出金につきましては、事業費との関連において調整をしております。

11ページ上段から16款財産収入と17款寄附金では、実績見合いにより調整をいたしました。

11ページ下段から12ページにかけての18款繰入金では、歳入歳出の総額での調整を行い、各基金からの繰入額を減額計上しております。

20款諸収入については、実績に基づく調整による補正であります。

21款町債については、各事業費との関連におきまして調整したものでございます。

次に、歳出につきましては、主に事業費等の確定や実績見込みによる精査により予算調整したものであります。

主な項目についてご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費中ほどの 5 目財産管理費では、小松ヶ丘排水施設建設基金積立金 2 億6,000万円を増額計上いたしました。

19ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、28節繰出金において、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計並びに介護保険事業特別会計への繰出金を各特別会計との調整により、合計で1,506万6,000円減額計上しております。

22ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、一番下の 7 目病院費では、国保病院事業特別会計への補助金500万円と、国保診療所事業特別会計への繰出金1,651万1,000円をそれぞれ減額計上しております。

23ページをお開きください。

4 款衛生費、2 項清掃費では、2 目下水処理費の13節委託料において、小松ヶ丘地区汚水・雨水台帳作成業務で982万8,000円を減額し、小松ヶ丘地区汚水処理計画検討業務320万円を増額計上しております。

なお、この320万円については翌年度への繰り越し事業としております。

24ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、一番下の繰出金において農業集落排水事業特別会計繰出金を226万9,000円減額計上。

28ページにまいります。28ページの下段になります。

8款土木費、4項都市計画費、4目下水道費の下水道事業特別会計繰出金は345万5,000円減額計上しました。

31ページ、10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費では、委託料及び工事請負費の確定によりそれぞれ減額計上しました。

なお、委託料と工事請負費合わせて3,440万1,000円を学校施設環境改善事業として翌年度への繰越事業としております。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (川原 徹君)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の48ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,622万9,000を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,037万6,000円とするものであります。

それでは、主な内容について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金では、療養給付費等負担金ほか項の計で2,542万円を減額計上。同じく2項国庫補助金では、財政調整交付金ほか項の計で3,243万7,000円を減額計上。

4ページ、5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金では2,618万4,000円を減額計上。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金では1,120万3,000円を減額計上。

7 款県支出金、1 項県負担金では、高額医療費共同事業負担金ほか項の計で174万6,000円を減額計上。同じく2 項県補助金では、財政調整交付金ほか項の計で1,564万8,000円を増額計上いたしました。

5 ページ、8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金ほか項の計で6,733万3,000円を減額計上。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金では、事業費との関連で、一般会計繰入金として761万1,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

8 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、項の計で6,782万7,000円を減額計上。同じく2 項高額療養費では、項の計で、9 ページ上段になります、903万5,000円を減額計上いたしました。

続いて、10 ページ、3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等では2,472万7,000円を減額計上。

続いて、11 ページ、7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金では、高額医療費拠出金及び財政共同安定化事業拠出金の確定により、項の計で、12 ページ上段になります、3,946万7,000円を減額計上いたしました。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (小林 章君)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書54ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書56ページ、第1条をごらんください。

平成28年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,689万円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したも

のであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を345万5,000円減額し、2億3,017万6,000円とし、同じく2項基金繰入金は、下水道事業整備基金からの繰入金を76万7,000円減額し、286万9,000円といたしました。

7款町債、1項町債は、下水道事業債を80万円減額し、1,400万円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費は、執行額を精査の上285万2,000円減額し、6,181万3,000円とし、同じく2項建設事業費は、負担金を76万5,000円減額し、1,652万9,000円といたしました。

5ページになります。

2款公債費、1項公債費は、1目元金と2目利子を合わせ145万2,000円減額し、項の計を2億854万8,000円といたしました。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(小林 章君)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書59ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

61ページ、第1条をごらんください。

平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ426万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,358万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定により予算調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料は、農業集落排水使用料を200万円減額し、1,332万9,000円といたしました。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を226万9,000円減額し、1 億2,019万円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4 ページをお開きください。

1 款事業費、1 項総務管理費は、執行額を精査の上193万4,000円減額し、2,971万6,000円とし、同じく2 項建設事業費も執行額を精査の上120万円減額いたしました。

2 款公債費、1 項公債費は、1 目元金と2 目利子を合わせ113万5,000円減額し、項の計を1 億386万5,000円といたしました。

以上で、承認第8号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書63ページから67ページとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

65ページをごらんください。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,530万8,000円とするものでございます。

それでは、平成28年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、主に保険給付費の実績見込みの精査に基づき、歳入歳出予算額を調整したものでございます。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料では、実績見込みに基づき206万5,000円を増額計上いたしました。

4ページから5ページにかけましての5款国庫支出金、6款支払基金交付金、7款県支出金及び9款繰入金につきましては、保険給付費及び事業費との関連において、それぞれ増額または減額調整をしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページ下段から10ページにかけましての2款保険給付費につきましては、給付費の実績

見込みに基づき減額調整いたしました。

11ページの上段になります。

4款基金積立金では、剰余金見込み額を介護保険財政調整基金積立金に2,192万2,000円を増額計上いたしました。

5款地域支援事業費では、事業費の実績見込みに基づき減額調整をしております。

以上で、承認第9号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。



よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の68ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億752万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料では107万4,000円を減額計上。

3 款繰入金、1 項繰入金では243万1,000円を減額計上。

続いて4ページ、5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金では37万円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金では246万2,000円を減額計上し、3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では37万円を減額計上いたしました。

以上で、承認第10号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の72ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の平成28年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ904万1,000円とするものであります。

それでは、主な内容について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料では24万円を減額計上し、2款財産収入、1項財産運用収入では53万円を増額計上し、3款繰入金では一般会計繰入金を49万9,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の4ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費で21万円を減額計上いたしました。

以上で、承認第11号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本君。

11番（山本 実君）

霊園事業について、2点ほどお尋ねいたします。

まず、整備された区画数と現在永代使用されている区画はどのくらいあるのか、それが1点目。

それから、永代使用者の募集を町のほうで積極的にしていかなければならないというふう  
に考えるわけでありますが、永代使用者の、小松ヶ丘地区に隣接をした町営墓地であるわけ  
であります。ご存じのように小松ヶ丘地区は人口が著しく増加をしている地区でもあるわけ  
であります。そのような方々を中心として、またはそれ以外の者を中心といたしまして、こ  
の永代使用をする方々の募集に努めていかなければならないと考えるわけでありませう  
けれども、町はどのようにされているのか。この2点についてお尋ねをいたします。

議 長（円子徳通君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

まず最初の、永代使用料の今年度末の実績ですけれども、34区画の永代使用権になってお  
ります。

今後の、永代使用権の拡充におきましては、平成29年度、運営委員会等を立ち上げまして、  
その運用につきまして、当町といたしましては、現在町内で限定している永代使用権に関し  
て、もう少し拡充できないものかという案もございますので、いろいろとこれから画策して  
いきたいと思っております。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

現在、34区画使用されているということでありますが、何区画整備をして現在34区画使  
用しているのかということをお尋ねしているわけでありませう。

それから、この霊園事業につきましては、たびたびお尋ねしているわけでありませう  
けれども、この永代使用者の募集について、どうも今の答弁でありますと積極性が見られないよ  
うな感じがするんです。やはり、もっと本腰を入れてこの永代使用者の募集に努めると。具  
体的にどのようなことをしているのか答えてください。

議 長（円子徳通君）

町民課長。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時54分）

再開（午前11時08分）

議長（円子徳通君）

休憩を閉じて会議を続けます。

町民課長の答弁を許します。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

現在の区画整備数ですけれども、整備済みの区画が114区画、現在永代使用権がついている区画が34区画になります。現在のPR活動等につきましては、町の広報に年に一度広報をさせていただき、あと町のホームページに六戸霊園のPRを載せてございます。

今後のPR活動につきましては、運営協議会等を立ち上げる予定で、内容につきましては、そこにおいて検討していきたいと思っております。及び、ことしパンフレットを新たにつくりまして、小松ヶ丘とあと墓石店等にPR等をしていきたいという、一応予定しております。

議長（円子徳通君）

11番、山本君。

11番（山本 実君）

114区画、区画をいたしまして34区画が現在永代使用されていると。たしか、以前にもお尋ねしたときにも、数字的なものはほとんど同じような形なわけでありまして。

先ほど休憩している間に、同僚議員から、冗談交えながら何かサービスつけて販売したらどうかというような話も出ていたんですけども、何を私は申し上げたいかということ、このとおり特別会計を組んで事業を実施をしているわけでありまして。そして、その状態が一向に変わらない。さらに、運営協議会を立ち上げて検討するんだと。これから運営協議会を立

ち上げて検討すると。じゃ、今まで何をやっていたのよというようなことを言いたいわけ  
あります。

ですから、結論は、もっと積極的に取り組んでいただきたいというようなことを申し上げ  
て終わります。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

（「あったらどうぞ」の声あり）

議 長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの山本議員さんの霊園に対する考え方、私就任してから何度となく今のご意見、  
拝聴しております。そのたびに、霊園事業について自分なりに考えるとところは、確かに特  
別会計を組んでその中でやっているわけですが、品物を売るみたいにPRをすると  
いうわけにはなかなかいきにくい財産ではないのかなと、そういうふうな思いもしておりま  
す。

現在、霊園につきましては、永代使用は町民に限られているというふうなこともございま  
して、前々から近隣市町村等への使用も認めてもいいのではないかと、そういうご意見、  
あるいはもっと安くしたらどうなのかとか、いろんなご意見がある中で、現状、その利用形  
態が整備済みの区画の約3割にとどまっているという現状、このことは非常に私どもといた  
しましても何とかならないのかなというふうなことで、去年のご意見等も踏まえながら、こ  
ととしては運営委員会を立ち上げて、もし町外在住の人にも永代使用を認めるよ、認めていいん  
じゃないの、そういうふうなことがあればそういうふうなことも踏まえて、そしてパンフレ  
ット等も新しくつくって、こういう整備がなされた霊園、もう少し皆さんお使いになりませ  
んかという。小松ヶ丘、若い世代、非常に多い地域でございますが、墓地に対する考え方と  
いうのは旧の集落よりははるかにさばけているというのか、あるいは墓地は負担だよという  
ふうな考え方もお持ちの方もいらっしゃるようでございます。

そういうことも踏まえながら、どうしたらもう少し霊園の永代使用、PRできていけるのか、その辺をこれから考えて対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書76ページからとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書78ページをお開きください。

平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,630万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,057万7,000円とするものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款診療収入、1項診療報酬、1目診療報酬は、実績見込みにより184万円を減額計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料は、実績見込みにより304万円を増額計上いたしました。

2款使用料及び手数料、2項手数料、2目手数料は、実績見込みにより13万8,000円を増額計上いたしました。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、精査により減額計上いたしました。

4ページをお開きください。

5款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金は、1,769万4,000円を減額計上いたしました。これは、歳出との関連により減額するものであります。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入は、実績見込みにより57万4,000円を減額計上いたしました。

6款諸収入、2項病院事業未収金、1目病院事業未収金は、62万2,000円を増額計上いたしました。これは、病院時の診療報酬が再審査、審査延長等により、2月以降に入金となったことにより増額するものであります。



次に、歳出についてご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費は、実績見込みにより399万5,000円を減額計上いたしました。

2 款医業費、1 項医業費につきましては、実績見込みにより項の計で1,320万3,000円を減額計上いたしました。

6 ページをお開きください。

4 款病院事業未払金、1 項病院事業未払金、1 目病院事業未払金に88万9,000円を増額計上いたしました。

これは、会計課の現金出納簿残高と病院事業収支残額を確認したところ、昨年11月末日までに病院事業会計で収入とした診療報酬が9月30日専決処分時に見込んだ額より少なかったため、88万9,000円の現金不足が生じておりました。

主な理由として、病院時の診療報酬を請求したもので、再審査や審査延長等により2月以降に入金となるものを正確に見込めなかったことによります。

今回、88万9,000円を現金不足補填分として病院事業会計へ支出し、現金不足を解消し完了するものであります。

財源としまして、歳入でご説明しました病院事業未収金で、病院時の診療報酬で再審査、審査延長等により2月以降に入金となった62万2,000円と一般会計から26万7,000円という内容であります。

以上で、承認第12号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

1 点だけお尋ねします。

病院事業から診療所事業へ移行いたしまして、当面の間、入院患者は置かないというふうにしたわけでありまして、利用する患者数の増減について、どのような推移になっているの

か1点だけお尋ねします。

議長（円子徳通君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

今のご質問にお答えします。

現在、3月31日までの、外来の患者数の平成27年度10月から3月までの分と、昨年診療所以降の10月から3月までの比較でお答えします。

平成27年度と比べまして644名の減となっております。これは、あくまでも外来患者の数になります。入院患者につきましては、10月以降入院休止しておりますので入院患者ゼロでありますので、27年度と比べると皆減という状況になりますが、外来患者数では644名の減という状況となっております。

以上です。

議長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(川村星彦君)

議案第31号についてご説明いたします。

議案書80ページ、81ページとなります。補足資料25ページもご参照願います。

改正の内容は、第3条で育児休業の再度の取得、第4条で再度の延長及び第10条で再度の育児短時間勤務を取得ができる、それぞれの特別の事情に「待機児童」を加える改正でございます。

附則は、施行期日を定めるものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

議長 長(円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第32号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第32号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書82ページをごらんください。あわせて補足資料26ページもごらんくださるようお願いいたします。

本案は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、本条例で引用している法律の条文番

号の改正を行うため提案するものでございます。

内容につきましては、条例第2条第4項中の里親の定義を規定している児童福祉法第6条の4第1項が、新たに法定化された養子縁組里親の定義が加えられ、第6条の4に改められましたので条文番号を改正するものであります。

附則につきましては、公布の日から施行し、法律の施行日の平成29年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第33号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

議案第33号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書84ページをごらんください。あわせて補足資料26ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正内容は、要介護状態となることの予防等を行う地域支援事業の実施開始時期を変更するため改正するものでございます。

内容につきましては、附則第8条第2項の在宅医療・介護連携推進事業の開始時期を平成30年4月1日から平成29年7月1日に変更し、事業を開始するものでございます。

なお、この事業は在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う事業でございます。

附則につきましては、施行の期日を定めたものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第34号 平成29年度六戸町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

議案書の86ページになります。

議案第34号 平成29年度六戸町一般会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ4,294万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億4,294万2,000円とするものであります。

事項別明細書に基づきご説明申し上げますので、ご用意願います。表紙の下に「平成29年6月」とある薄めの資料になります。

最初に、歳出について主な部分について説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に、ふれあいの郷づくり事業の補助金に40万円を増額計上、また、7目企画費にコミュニティ助成事業の補助金479万9,000円を増額計上、これは宝くじの収益を原資とする補助であり、かねてより申し込みしていたものの中のうち2つの町内会が採択になったものであります。

次に、下段の3款民生費、1項社会福祉費では、福祉総合システムの改修業務69万2,000円を増額計上。

6ページになります。

上段の2項児童福祉費では、委託料に子ども・子育て支援事業業務453万3,000円と、補助金に特別保育事業補助金88万2,000円を増額計上しております。

中段の4款衛生費では、自殺対策計画策定のモデル市町村に選定されたことによる増額計上で、報償費、旅費、需用費合計で69万9,000円でございます。

下段の6款農林水産業費、1項農業費では、6目農村整備費に、県営農業基盤整備促進事業の負担金202万2,000円を増額計上しております。

7ページに移っての下段、10款教育費、2項小学校費では、先日、全員協議会でご説明申し上げました大曲小学校の環境整備に係る委託料と公有財産購入費を合わせて2,774万9,000円を増額計上しました。

8ページにまいります。

下段の4項社会教育費になります。ここでは委託料に指定文化財折損治療業務46万8,000円を増額計上しました。これは、岡沼地区にございます町指定文化財の「久之助のイチイ」の治療業務でございます。

次に、歳入について説明いたします。

3ページにお戻りください。

今回の補正の財源といたしましては、14款国庫支出金に子ども・子育て支援交付金151万円を増額計上、15款県支出金、2項県補助金には、1目総務費県補助金に、「未来を変える元気事業」の対象事業の確定により100万8,000円を減額計上したほか、2目民生費県補助金に地域子ども・子育て支援事業費補助金151万円を、同じく3目衛生費県補助金に地域自殺対策強化交付金76万6,000円を増額計上しました。

18款繰入金には、大曲小学校の環境整備に係る用地取得費等の財源として、学校建設基金から繰入金2,000万円を計上しております。

次の19款繰越金には、前年度繰越金1,536万5,000円を増額計上し、20款諸収入には、コ



コミュニティ助成事業交付金の内示により479万9,000円を増額計上しました。

以上で、議案第34号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、河野君。

8番（河野 豊君）

29年度の補正予算で、大曲小学校の整備、特に駐車場の整備ということで、この件につきましては長年の懸案事項でありました、正直言いますと。父兄の皆さんから、いわゆる駐車場が少ないというお言葉がありまして、晴れた日はグラウンドに車を入れることはたやすいことなんですけれども、雨が降ったりすると、やっぱりちょっとどろどろになったりして、非常に、何とかしてほしいというお話が多かったんですけれども、このたびこのような形になってよかったなと思っております。

小松ヶ丘がおかげさまで人口がふえて、六戸町の財政だとかいろいろなところにプラスの効果をもたらしていると思うんですけれども、この間、新聞を見ますと、三沢市も補助金の効果があって、かなりふえているというふうなことも載っておりました。

何を言いたいかといいますと、六戸町に移住してくるという考えの中には、やっぱり安心・安全だとか、利便性がいいだとか、特に子供たちの利便性だとか安全・安心が担保されることが、今後、例えば三沢市だとかそういうところに負けないための、非常に条件的には高いものだと思うんです。

その中にありまして、何年か前にも同僚議員から質問がありましたけれども、小松ヶ丘のスクールバスが、乗るときに屋根をつくったらどうかだとか、いろいろありましたよね。私も見に行きましたけれども、甚だしいときには大体15分ぐらいとまっているんです、バスが。あの朝のラッシュ時の時間帯に。そういうことを考えると同時に、雨だとか雪だとか降っているときに、みんなこうやって傘を差して待っているんです。そういうことを考えたときに、このままでいいのだろうかという疑問が恐らく同僚議員の皆さんにもあると思うんです。そういうことを解決してあげることが、今後さらに小松ヶ丘地域が発展する土台になっていくと思うんです。

29年度の補正ですので、ここで申し上げていいかはあれですけども、何とかしてこのことを解決してもらいたい。解決するには、やっぱり簡単にはいかないと思うんですけども、思い切ってバスターミナルみたいなものを、そんなにお金はかからないと思うんです。そういうものをやっぱり、あれだけの人口がふえて、子供たちもふえているわけですから、既存の公道に15分とか20分とかとめていいはずがないですよ、正直言って。私はないと思います。それをやっぱり町でも積極的に解決してあげる発想は必要ではないかと思うんです。

この点について、今後どのように考えているのか、どのようにしていけばいいのかというところをちょっと町長から意見を求めたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ただいま、用地を取得をしてということになっておりますけれども、実際の利便性の話からいきますと通学にかかわる部分でございますが、現在は門のところからグラウンドを横断して児童生徒が校舎に行くという形になっております。

（「小松ヶ丘の」の声あり）

町 長（吉田 豊君）

そのようなことも踏まえて、実際の通学等にかかわる、小松ヶ丘の方々のほうが今でもこのようになっておりますから、まずバスの運行という部分をどのようにしていくか。同じく駐車場とか入ってくるわけですけども、今、新たなる形になりますので、そのことを踏まえて実際の登下校はどうであるのかという部分を検討していきたいなというふうに思います。

ただ、各小学校通学のスクールバスがありますので、やはり私ども公の立場としては、差があるような形にはやるわけにはいきませんから、その点の配慮という部分を含めながら小松ヶ丘地区のバスのあり方について検討させていただきたいと。

今、公道で待っているというのは、例えばこちらからその時間に合わせるように出ていったというのであればいいのかもしれませんが、その辺の公道にとまりっ放しでいるというようなこと等があるのであれば、その時間の配分はどうなっているのかも対応すべきものかな

というふうに思いますので、まずは今言ったバス停、待っているときの状況、それらのことを六戸町としては全体的にどのようにしてあげることがいいのかということを経、ご質問もありますので、また、それぞれ町民バス等のバス停等のこともありますから、総合的に勘案しながら児童生徒、そして今の、待っていることの大変さに対する対応を考えてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

河野君。

8 番（河野 豊君）

町長から答弁がありましたけれども、この件については大分前から質問も出ていますし、何とかしたほうがいいんじゃないとか、やっぱりそういうふうな質問が何回も出ていていると思うんです。さっきも申し述べましたように、やっぱり移住してくるといふ人たちの思いからすると、やっぱり子供たちの安全・安心、さらにはやっぱりもう少しいい環境を与えてあげたいというのは、これはどこの親も一緒だと思うんです。

現状を見るに至れば、晴れた日はいいとしても雨の日、雨だって上からばかり降ってくるわけではございません。それなりにかっぱとか着ながら対応するというのも、これは一つの手ですけれども、そうではなくて、やっぱりきちんとしたものをつくってあげることによって、小松ヶ丘地域の移住してくる人たちの目から非常によく映ると思うんです。そういうことはやっぱり、これからの社会というのは求められていると思うんです。

最後に、教育長もこの件は何回も聞いていらっしゃると思います。教育長はどういうふうな思いで今まで対応してこられたのか、それに対して何か策を打たれたのか打たれなかったのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

小松ヶ丘の子供たちがふえて、バスの乗車も、児童数も多いというのは認識しています。入り口のところで、多分コカ・コーラさんのあたりの2カ所だと思います。屋根つけの要望

も確かにございました。私も何回も見たのですが、あそこは公道の脇は全部民有地なんですよ。ですから、どういう形がいいか、できる部分は、もっと山手のほうにはそれなりのものつくってありますよね。あそこは要望でつくったやつですけども。

確かに、雨降れば横からもばんばん降ってきますし、特に入り口のところには子供たちいっぱい、車も入る、承知しております。ですけども、すぐどうこうというのは、公道に柱を立てることにもなるし、公道を避ければ民有地に基礎工事してものをつくらなければいけないということで、ジレンマの中で来たことは確かです。

河野議員さんの言われたバスターミナル、これも非常にいいアイデアだなと。あとは、やっぱり用地がどのように解決されるのかなという思いは持っております。

ですから、これは今後の大きな課題といいますか、問題といいますか、対応しなければいけないだろうなという思いはしています。

以上です。

議 長（円子徳通君）

河野さん、これは今の補正の予算の何か関連性とか……

（「学校の関連で今、質問しています」の声あり）

議 長（円子徳通君）

最後の質問、許します。

8 番（河野 豊君）

町長、あと教育長のほうからもお話いただきましたけれども、やっぱり誰しもあの状況を見る限りにおいては、やっぱり必要性はわかっていると思うんです。必要性はわかっているのであれば、やっぱりそのまま放置しておかないで、前向きに早急に検討していく必要性はあると思うんです。やっぱりそういう利便性だとか安全性だとか、そういうことを整備することによって、先ほどから何回も言っているように小松ヶ丘地域が今以上に見直されてくると思うんです。人口はふえるということになると当然町にとってもいいわけです。

先ほども申し上げましたとおり、三沢市でも非常に補助金を拡大して人口がふえたというのが続いています。やっぱり六戸町だけは今まで補助金のあれだとか、いろんな土地の環境

だとかあってふえてきたんですけれども、今後においては、もしかするとそう安閑にしておられない状況になるやもしれないです。大曲小学校が今人口がふえるという実績というか、子供たちがいるから校舎もふやしたり、いろいろやるんですけれども、10年とか15年先には、また元の木阿弥に戻る可能性だってあるじゃないですか。だから、そういうところを踏まえて、もう少し迅速にスピードアップしてもらって、何とか対応してもらいたいと思うんです。その辺の、今後における前向きな回答をいただきたいんですけれども、町長、いかがですか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先々を考えますと、いろいろな読みができるものではないのかなというふうに思っておりますが、競争してやっているわけではありませんけれども、実際のところは、今までの状況は六戸は同じような内容で推移してきております。ただ、これからということになりますと、今学校のことをやっていくことに関しましても、中の充実とその応用がきく環境づくりという意識を持って対応しておりますので、今、主に生徒の多い小松ヶ丘、その地域の環境というものを住民の方々が理解し、学校との接点なりにおいて理解しやすい環境づくりという部分のご質問のとおりだと思いますので、今後、それは新たな時代へのあり方ということを含めながら私どもも対応してまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

なかなか触れたくない、実はお尋ねしたくないことでありますけれども、先ほど課長の説明の中で、15款県支出金の3目衛生費県補助金で、地域自殺対策強化交付金のところでの説明だったと思うんですが、六戸町がそのモデル何とかという話をしましたね。

ご案内のとおり、当町は自殺する方が他町村と比べて多いようであります。その原因等については、さまざまな要因があるんでしょうけれども、前々からこれをお尋ねしたいと思って考えておりましたけれども、積極的にこの予防について取り組んでいかなければならないと考えるわけであります。

私の周辺でも数名の方がみずから命を絶ったというふうな現実もありますし、そのようなことを考えれば積極的にその対策について取り組んでいかなければならないと思いますが、町はこのことについてどのように考えているのか、またはどのような取り組み方をしていくのか、ご答弁いただきたいと思います。

議 長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

それでは、今回補正予算に計上いたしました地域自殺対策強化交付金事業について説明したいと思います。

自殺対策基本法が平成28年に改正されまして、市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。これに伴って、国から計画策定に係る100%補助のモデル市町村計画策定事業の募集があり、申し込みをしたところモデル市町村に選定されたため、自殺予防事業に係る経費を計上したものであります。

具体的内容としましては、ケアナース、心の相談員の養成講座を1回開催するものと、命と暮らしの相談会を3回、これは弁護士さんに来てもらって相談会を開催するものです。そのほか、児童生徒を対象とした心の健康教室を3回、そのほか、町の職員を対象とした研修会を1回、計画策定委員会を3回というふうな経費を計上したものでありますので、今後につきましては、この事業を活用して自殺予防に努めたいと考えております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

大変よくわかりました。積極的にお願いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか、答弁は。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 平成29年度六戸町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第35号についてご説明いたします。

議案書89ページ、90ページとなります。補足資料27ページもご参照願います。

本案は、次のとおり財産を取得するために購入契約を締結するものであります。

取得する財産、六戸町小型動力ポンプ付積載車1台。

契約金額、1,544万4,000円。この金額は消費税を含む金額でございます。

契約の相手方、住所、青森市栄町一丁目12番1号、会社名、有限会社丸栄消機、代表者名、代表取締役、天内幹夫。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (吉田英輔君)

議案第36号 財産の取得についてご説明いたします。

議案書91ページをごらんください。あわせて補足説明資料28ページもごらんいただきたいと思います。

本案は、次のとおり財産を取得するための購入契約を締結するものであります。

取得する財産、六戸町立小・中学校授業用パソコン156台。

契約金額、2,052万円。この金額は消費税を含む金額でございます。

契約の相手方、住所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田6番地、会社名、有限会社システム・ディー、代表者名、代表取締役、金沢正昭。

各学校の台数と入札の状況については、補足説明資料に記載されております。

以上で、議案第36号の説明といたします。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 同意第16号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第16号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長（円子徳通君）

お座りください。

起立全員であります。

よって、同意第16号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで、櫻田教育長より、退任に当たってのご挨拶があります。

櫻田教育長におかれましては、これまで8年余りの長きにわたり、町の教育委員会教育長として務めていただきました。

それでは、櫻田教育長、お願いいたします。壇上でお願いいたします。

教育長（櫻田泰弘君）

このたび、私自身の健康問題により任期満了前の辞職に際し、こうして貴重な時間をいただきましたことに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

また、先ほど、新教育長の就任に議員全員のご同意をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

平成21年9月の定例議会におきまして教育委員としてご承認をいただき、以来8年弱にわたりその任を自分なりに一生懸命務めさせていただきました。その間、議員の皆様を初め、多くの町民の方々からご理解とご協力をいただきながらなし遂げられましたことに感謝を申し上げ、また、自分の未熟さからなし遂げられなかった事柄には深くおわびを申し上げたいと思います。

町長から辞令をいただきましたときに、何か町全体を揺り動かすようなことをやってほしいという激励をいただきました。現在、振り返ってみましても、期待に応えられていない自分に力不足さを感じております。この思いを新教育長にしっかりと引き継いでいきたいと思

います。

7月からは新教育長のもと、新しい発想、新たな視点、新たな切り口で新しい風を巻き起こし、子供たちの成長を促し、教育委員会の目標である世界の中の自分という視点で活躍できる子供たちの輩出に取り組んでいただければ幸いに思います。

退職後は、教育界に身を置いた46年間を振り返りつつ、これからの時間を自分なりに大切に過ごしていきたいと考えております。

最後になりましたが、これまで議員の皆様、町民の方々から叱咤激励とともにご指導、ご理解、ご協力をいただきながら、これまで任が務められましたことに感謝とお礼を、そして六戸町のますますのご発展と皆様のご健勝をご祈念申し上げ、感謝の言葉といたします。

貴重な時間をいただき、本当にありがとうございました。本当に8年間ありがとうございました。

議 長（円子徳通君）

教育長、ありがとうございました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

終わります。

閉会（午後 0時02分）